

## 2026年度介護保険制度・高齢者保健福祉制度等に係る要請

### 1. 介護保険制度の安心利用に向けた2026年度要請の重点について

- (1) 今期の介護報酬改定で訪問介護報酬が引き下げられた。地域包括ケアの基本であり、今後さらに必要となる訪問介護を維持するために、次期改定を待たず速やかに訪問介護報酬を復元、改善するとともに、「身体介護」と「生活援助」を分断することなく一体的に連携するサービス体系とするよう、国に要望すること。
- (2) 要介護認定者の生活を圧迫する介護保険利用者の自己負担2割・3割の負担割合の拡大と、ケマネジメントの利用者負担の導入を行わないよう国に要望すること。
- (3) 新総合事業の実施状況、問題点について明らかにすること。さらに要介護1・2の総合事業への移行を行わないよう国に要望すること。
- (4) 介護保険に関する国負担分の25%は全額を自治体に交付し、地域間調整に充てる調整交付金は別枠で財源措置するよう国に要望すること。

### 2. 地域包括ケアネットワークの確立について

- (1) 利用者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、切れ目のない医療・介護のネットワークを、市民参画のもと確立すること。
- (2) 介護を受ける方の状況変化に円滑に対応できるよう在宅介護基盤の質的・量的整備を図ること。また、ショートステイの利用など、在宅介護者のレスパイト（休養）保障施策を充実すること。
- (3) ケアプランの作成・変更にあたっては、利用を抑制することなく利用者の自己選択・自己決定を尊重すること。また、地域ケア会議の実施状況を明らかにすること。
- (4) 複合的な相談内容に対する総合的相談窓口を設置し、「介護と生活支援」「育児と介護」「ヤングケアラー支援」など、迅速な解決型の相談対応を行うこと。

### 3. 介護人材確保について

- (1) 介護サービスは、人材の確保が大きなウエイトを占める。しかし介護人材の確保が厳しくなっている現状のなかで、介護人材の確保に向けた抜本的な対策を明らかにし、改善に向けた取り組みを進めること。
- (2) 全産業の平均を大きく下回る介護従事者の賃金を改善するため、職種や雇用形態にかかわらず、モデル賃金ラインを策定し、関連事業所で働く全労働者に賃金改善が及ぶ仕組みとするよう、国に要望すること。
- (3) 人手不足分野の外国人人材の育成と確保を目的とした育成就労制度が2027年度から施行される。受け入れ企業は、渡航費用の負担や日本語教育のサポートが必要になり、また転籍が認められる制度となることから、企業の受け入れに向けたサポート体制を準備すること。

### 4. 医療と介護の連携について

- (1) 医療・介護連携、他機関連携を促進する拠点として、地域包括支援センターの機能を強化し、運営費及び職員体制を充実すること。
- (2) 在宅介護を進めるには、医療との連携は必須であり、訪問診療・訪問看護の充実など在宅医療制度の整備を促進すること。

(3) 高額療養費制度の見直しについては、70歳以上の外来特例の見直しを含めて凍結し、がんなど長期療養患者のための多数回該当の負担水準を維持し、高額薬剤対策など運用改善に努め、必要な治療を受けられる制度を維持するよう、国に要望すること。

## 5. 認知症施策について

- (1) 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が2024年1月1日に施行された。これを受けて自治体での条例制定に取り組むこと。また、基本法は、自治体に地域ごとの基本計画の策定を努力義務としているので、策定に向けて取り組むこと。
- (2) 自治体での基本計画の策定にあたっては、認知症患者及び家族が安心して暮らせる地域社会をつくるために、認知症施策と介護事業（支援）計画を一体的に作り上げること。
- (3) 認知症による一人歩き（徘徊）などに伴う地域（企業、民間団体などを含む）の総合的な支援体制を確立すること。また、府域の自治体で制度化が進んでいる「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」と同様の制度の創設に向けて取り組むこと。

## 6. 介護施設等の充実について

- (1) 利用者の人権、プライバシーが保障される施設の拡充を図ること。また、地域の交流の場として、地域の誰もが自由に利用できるよう施設運営を支援すること。
- (2) 特別養護老人ホームの整備・拡充を図り、個室・ユニット型居住を行うこと。また「特養入所は原則要介護3以上」の入所基準について、生活状況などを総合的に勘案した運用を行うとともに、「施設入所者の食費・部屋代（補足給付）の要件」を改善すること。
- (3) 地域在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護サービスや小規模多機能型居住介護施設や看護小規模多機能居宅介護施設等の拡充を図ること。また、サービス付き高齢者向け住宅について、建設時の点検のみならず運営開始後も利用者のサービス充実の視点に立った、継続的な行政点検を行うこと。

## 7. 災害対策、その他について

- (1) 自然災害への対応について、高齢者・障がい者、子ども、女性、外国人住民の視点で地域防災計画を見直すこと。また、コロナ感染症が第5類に分類されて以降も感染は継続していることを踏まえて、感染症への対応策の実施など、避難所の環境整備に努めること。
- (2) 保険者機能強化推進（インセンティブ）交付金などを活用し、健康体操のさらなる普及や通いの場の拡充など健康対策を強めることで、健康寿命を延伸し、結果として保険料の「減額」に努力すること。
- (3) 障がい者・要介護5の郵便による不在者投票、指定された病院・老人ホーム等での不在者投票を周知すること。さらに要介護3・4への郵便投票拡大など公職選挙法改正を国に要望すること。また、移動手段を制限された高齢者など投票困難者への投票環境の整備に取り組むこと。